

中島道明社長は、不当労働行為をやメロ!

仮処分裁判では裁判所提案の和解が成立

2010年8月に解雇された3名の組合員の、賃金仮払い仮処分裁判において、2011年3月に、京都地裁で仮払いが決定された。その後会社がおこなった、保全異議の申し立ては退けられ、また会社がさらに高裁に対しておこなった保全抗告も、この3月に退けられ、高裁の決定として3名の地位保全が確定的なものとなった。

これにより会社は直後の3月末に和解の提案をしたが、組合としては、和解は本裁判ですべきものに対応した。そのうえで裁判所が、仮処分裁判で、判決ないし和解の確定まで賃金仮払いをする和解案を提案し、この和解が成立した。

会社不動産の仮差し押さえ決定

3名の組合員の地位保全と、時間外未払い賃金の支払いと、事実無根の解雇理由についての名誉棄損の慰謝料請求の3点を求める本裁判においては、会社は和解の提案をせず、未払い賃金の計算に関しては、改ざんした日報を出したり、時間を引き延ばすためだけと思える反論にならない反論を繰り返したりして、誠意ある対応がなかった。

また会社は本年2月に道路交通法違反の疑いで書類送検されたことが報道されたり、この被疑事実で輸送施設の使用停止(90日車)の行政処分を受けたりした。また4月末に支払われるべき賃金が遅配となり、5月1日に支払われた。

こうした事態に対して、組合としては労働者の請求債権保全のため、やむを得ず、会社の不動産の一部の仮差し押さえの申し立てを行った。7月6日の申し立てに対して、裁判所は1週間もたたない

12日の段階で、異例に早く差し押さえる旨の通知をしてきた。裁判所も、会社のあまりの不誠実さを見て、労働債権の保全を優先してくれたと思える。

中島道明社長は組合員に対する脅迫をやめろ!

7月18日に正式に裁判所から仮差し押さえの決定が出されたが、その日の夕方会社に出動した、組合員に対して、中島社長は、「まだ組合やってんのか!会社潰れたらめっちゃくちや怨だるしな。お前ら見境なしにやったらさかいな!」と暴言を吐き、脅迫した。脅迫された組合員は、家族も含め身の危険を感じ、その日の深夜の運行に支障をきたす状況だった。

この社長の暴言は、単に刑事上の犯罪であるだけでなく、組合と組合員に対する不当労働行為であり、組合としては、社長に対して謝罪を要求すると同時に、不当労働行為の救済申し立てを、京都府労働委員会に行う準備を進めます。

解雇以来2年間の争闘をたたかってきた中島商運分会は、最後の勝利に向けてたたかう決意です。中島商運の従業員のみならず、同じ運送業で働く労働者のみなさんが、このたたかいに注目され、さらに支援してください。

春闘行動での社前抗議行動



関西合同労働組合
神戸市長田区梅ヶ香町2-5-2
078-652-8847

